

電気工事士免状交付事務委託仕様書

1 目的

発注者と受注者は契約書の定めに従い、免状交付事務業務の実施にあたり関係法令等を遵守し適切に処理するため、これを定めるものとする。

2 業務の実施

委託業務に含まれる免状の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第一種電気工事士免状
- (2) 第二種電気工事士免状

3 委託事務の内容

委託事務の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 免状の交付申請書の配布並びに受付、審査及び整理に関する事。
- (2) 免状の再交付申請書の配布並びに受付、審査及び整理に関する事。
- (3) 免状の書換え申請書の配布並びに受付、審査及び整理に関する事。
- (4) 前1号から3号の免状の作成及び送付に関する事。
- (5) 前号に係る台帳の作成に関する事。
- (6) その他前各号に掲げる事務に関する事。

なお、委託事務の流れについては、別添「電気工事士免状作成・交付業務処理フロー」、実施方法については、別添「電気工事士免状交付事務詳細仕様書」（以下「詳細仕様書」という。）による。

4 委託事務を処理する場所

委託事務を処理する場所は、受注者の事務所とする。

5 業務実施に当たっての留意事項等

(1) 申請受付体制

- ア 業務の履行は原則として、郵送（簡易書留）により申請を受け付け、窓口での受付は受注者で行うものとする。
- イ 申請受付時間等は、発注者の開庁日及び就業時間に準ずるものとする。ただし、発注者の承認を得て変更することができる。

(2) 審査責任者

受注者は、第一種電気工事士の免状を有する者又はこれと同等の知識・経験を有すると発注者が認めた者を委託業務の審査責任者として設置し、申請受付時間帯は常時

窓口に配置又は連絡可能な体制を確保するものとする。

なお、「第一種電気工事士の免状を有する者と同等の知識・経験を有する者」とは、例えば、次のような者である。

- ア 第一種電気工事士の試験機関において試験問題の作成業務に従事した者
- イ 第一種電気工事士の養成・講習機関等において講習等の業務に従事した者
- ウ 電気主任技術者の免状取得後に3年以上の実務経験を有する者

(3) 申請者への周知・申請者からの相談等

受注者は、免状交付申請手続き等に関し、インターネットのホームページ等により周知を図り、申請手続き等に関する相談があった場合は、それに対応するものとする。また、申請書類は原則、受注者のホームページからダウンロードするよう申請者に案内し、申請者から申し出がある場合には、申請書類を窓口において無償で提供するものとする。

(4) その他

ア 業務履行のための物品については、受注者において負担するものとする。ただし、下記の物品については、発注者から受注者に貸与し、貸与品の保守契約の締結は発注者が行う。

- ・電気工事士等台帳システム（パソコン本体は受注者側で用意すること）
- ・カードプリンタ
- ・スキャナー
- ・トリミングソフト
- ・印刷レイアウトソフト

イ 別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

6 発行見込枚数

- (1) 第一種電気工事士免状の新規交付 572 件
- (2) 第二種電気工事士免状の新規交付 2,908 件
- (3) 第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の再交付 178 件
- (4) 第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の書換え交付 24 件

電気工事士免状作成・交付業務処理フロー

